

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から平成2年7月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から平成2年7月まで

私は昭和51年4月から付加年金に加入し、平成5年11月まで納付した。しかし、社会保険事務所の年金記録を確認したところ、昭和51年4月から平成2年7月までの間、定額保険料のみの納付となっていた。

付加年金の加入も保険料の納付も妻と一緒にやってきたのに、年金記録が夫婦で違っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月1日に国民年金に強制加入した後、60歳になる平成5年11月まで、一度の未納も無く国民年金保険料を納付している。また、申立人の母や妻についても国民年金保険料の未納は無く、申立人の家族は、国民年金制度についての理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、申立期間について定額保険料のみを納付し、平成2年8月に、付加年金の申出をしたことになっている。しかし、申立人は、付加年金の申出について、平成2年8月に手続を行ったことは無く、昭和51年4月に手続を夫婦一緒に行っただけであると主張しており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は保険料の納付を妻が行っていたとしているが、申立人の妻に係る社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻は、納税組合を通じて昭和51年4月から53年3月まで付加保険料を納付していることが確認できるほか、夫婦の納付期日は、それが確認できる平成3年度以降の期間について一致していることから、申立人の付加保険料も妻と同様に納付されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地区の納税組合に照会したところ、現在の納税組合長は「当時の組合長は既に死去しているが、当時から、本組合での保険料の未納はまったく無く、完納した場合の奨励金を受け取っていた。」と述べている上、申立人の妻も、申立期間の経済的な状況に変化は無かったと主張している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から平成2年7月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から平成2年7月まで

私は昭和51年4月から付加年金に加入し、平成6年5月まで納付した。しかし、社会保険事務所の年金記録を確認したところ、昭和53年4月から平成2年7月までの間、定額保険料のみの納付となっていた。

付加年金の加入も保険料の納付も夫と一緒にやってきたのに、年金記録が夫婦で違っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年1月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付で国民年金に強制加入した後、60歳になる平成6年6月まで、一度の未納も無く国民年金保険料を納付している。また、夫や夫の母についても国民年金保険料の未納は無く、申立人の家族は、国民年金制度についての理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は昭和51年4月から53年3月まで付加保険料を納付した後、申立期間は定額保険料のみを納付し、平成2年8月に再度、付加年金の申出をしたことになっている。しかし、申立人は、付加年金の申出について、平成2年8月に手続を行ったことは無く、昭和51年4月に夫婦一緒に手続を行っただけであるとしており、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は、昭和51年4月から53年3月まで付加保険料を納付していることから、翌年度以降も、定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書が発行されたものと考えられる。申立人は、保険料の納付について、夫の分と共に納付書に記載されたとおりの金額を地区の納税組合で納付した

としており、この場合、定額保険料のみが納付され、付加保険料が未納となることは考え難い。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた地区の納税組合に照会したところ、現在の納税組合長は「当時の組合長は既に死去しているが、当時から、本組合での保険料の未納はまったく無く、完納した場合の奨励金を受け取っていた。」と述べている上、申立人自身も、申立期間の経済的な状況に変化は無く、定額保険料を納付し、付加保険料を納付しない理由は無いと主張している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から45年9月まで

私は、亡父の勧めで国民年金に加入した。私の国民年金保険料については、亡父が昭和46年9月に他界するまで納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の同保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、また、申立人の母は国民年金に任意加入し、申立期間を含め同保険料を完納していることから、申立人及びその家族の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳によれば、申立人の基礎年金番号となっている****-*****1の国民年金手帳が昭和51年4月に交付される以前に、申立人に対して****-*****0の同手帳が46年6月に交付されていることが確認でき、このことからすると、46年6月の時点において、45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料のみ過年度納付し、申立期間のうち、過年度納付が可能であった44年4月から45年9月までの期間の同保険料をあえて納付しないとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号****-*****0に係る社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳には、申立人の氏名のフリガナを訂正した記録があるなど、行政側の記録管理が必ずしも適切に行われていない状況もうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、****-*****0の国民年金手帳が交付された昭和46年6月の時点では時効により、さかのぼって納めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から25年5月1日まで

私が勤務していたA社に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所の記録によると、昭和24年2月から25年4月までの被保険者期間が欠落している。

しかし、私は、昭和24年8月17日発生のCには、初動から結審までかわっていたので、当時は、A社B支店に在籍していたことになる。また、同社に私の給与支給記録も残っている。

当時の担当者が、1年以上も届出を怠ったとは考えられない。社会保険事務所での手違いなどあり得ないと考えるが、調査審議を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった職員カード等の資料から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年1月20日に同社D支社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社D支社及びB支店の申立期間前後の標準報酬月額の記録、同社B支店の他の被保険者の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B支店にお

ける昭和 25 年 5 月 1 日の資格取得日については、申立人が同支店に異動する以前から勤務していた同僚全 7 名の標準報酬月額の改定日と一致していることから、事業主が標準報酬月額改定届とともに、同年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 24 年 2 月分から 25 年 4 月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年1月31日までの期間は船舶Aにおける船員保険の被保険者と認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年7月1日から25年2月20日まで
③ 昭和25年4月27日から26年3月1日まで
④ 昭和28年5月23日から31年5月10日まで

私は、申立期間の①は船舶Bか船舶Cに、申立期間の②及び③は船舶D及び同船を改名した船舶Aに、申立期間の④は船舶Eに、それぞれ乗船し、船員保険に加入していたはずである。私は、申立期間当時、「F」と呼ばれており、船員保険の加入時も同名を使用し、生年月日についても、実際の年齢よりも年上にして手続きをしたことがある。また、私と私の実兄は同じ船に乗っていたことが多いので、私の実兄の船員保険の被保険者記録も参考にして調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の③のうち、昭和25年9月1日から26年1月31日までの期間については、社会保険事務所が保管している船舶Aに係る船員保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が約2年相違する「F」の記録が確認でき、同記録は社会保険庁が管理するオンライン記録の基礎年金番号に統合されていないことが判明した。

また、この「F」の記録は、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿から、同船舶の船舶記号である「G」が判明しているにもかかわらず、社会保険庁が管理するオンライン記録では船舶記号が不明の扱いとされており、「F」の昭和25年9月1日から26年1月31日までの期間の社会保険事務所の記録管

理に不備があると認められる。なお、この記録管理の不備について、社会保険事務所から合理的な説明は無い。

さらに、昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 31 日までの期間について、i) 申立人は船舶 A に乗船していた船員保険の被保険者に該当する 15 名中 7 名の者の名前や職務名を覚えていること、ii) 前項の 15 名のうち、連絡が取れた 1 名の者が覚えている当時の乗組員の状況と申立人の記憶が一致する点が多いことから、申立人は同期間船舶 A に乗船していたことが推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船舶 A において昭和 25 年 9 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得し、26 年 1 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を、事業主により社会保険事務所になされたものと認められる。

なお、昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 31 日までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している申立人に係る船員保険被保険者名簿から、昭和 25 年 9 月から同年 12 月までの期間を 4,000 円とすることが妥当である。

一方、i) 申立期間の①、②及び③の期間のうち昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 31 日までの期間以外の期間については、社会保険事務所で保管している船員保険被保険者名簿によれば、船舶 B 及び船舶 C、船舶 D 及び同船を改名した船舶 A に申立人の氏名は無いこと、ii) 申立期間の④の期間については、船舶 E は船員保険の適用事業所となっていないこと、iii) 前述の i) 及び ii) の期間について、申立人は、給与から船員保険料が控除されていたことに関する具体的な資料が無く、申立人が給与から当該保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人は船員保険に加入していなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間の①、②、④及び③の期間のうちの昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 1 月 31 日までの期間以外の期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に、資格喪失日に係る記録を昭和34年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年1月から昭和34年1月11日まで

私は、昭和33年1月から34年1月11日までB県C市にあったA社に勤務していた。社長の自宅に住み込みで勤務し、当時の給与明細書も所持しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、戸籍の附票（昭和33年3月10日に届け出られた申立人の住所地とA社の所在地が一致）及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に昭和33年1月から継続して勤務し、申立期間のうち、同年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和33年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記

録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されるはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 33 年 10 月分から同年 12 月分までの期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、同期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 34 年 1 月については、給与明細書に厚生年金保険料控除額の記載は無いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年4月1日）及び資格取得日（昭和54年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年7月31日まで

私は、A社に昭和52年4月から58年4月まで継続して勤務しており、同期間中に勤務形態や職務内容が変わったことはない。申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けているはずはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和52年10月5日に厚生年金保険の資格を取得し、54年4月1日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年7月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、当該複数の元同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったことを証言しており、これらの複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の

健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立期間に申立人と同種の業務に従事していた同僚等の標準報酬月額記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和54年4月から同年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

福島国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

私は、夫が会社を退職した昭和46年10月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を、納税組合を通して、夫の分と一緒に納付していた。納付書に現金を添えて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月ごろ旧A市役所（現B市役所）で国民年金への加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を夫の分も一緒に納税組合に納付していたと主張しているが、申立期間の夫の国民年金保険料も未納となっている。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号払出日は昭和50年8月30日となっており、この払出しの時点で、申立期間の46年10月から48年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は「何年分かをまとめて支払ったことは無い」と述べていることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付したとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 7 月まで

私は昭和 62 年 6 月に A 市 B 区役所で国民健康保険の加入手続きをした際、区役所の職員から国民年金にも加入するように言われ、その場で書類に記入し加入手続きを行った。国民年金保険料は昭和 63 年から平成 2 年までは、毎年 4 月に年度分を一括で納付した。納付場所は C 郵便局か D 銀行 E 支店である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 6 月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続きを行った後、すぐ納付書は発行されず、63 年 4 月ごろに 63 年度分の納付書に昭和 62 年 6 月分から 63 年 3 月分までの国民年金保険料を合算した納付書が区役所から送付されてきたと主張しているが、昭和 62 年 6 月分から 63 年 3 月分までの国民年金保険料は過年度分の保険料であり、原則として社会保険事務所が納付書を発行することになるため、B 区役所が現年度分と過年度分の保険料とを合算した納付書を発行したとは考え難い。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号は平成 3 年 4 月ごろ F 社会保険事務所から払い出されており、この払出しの時点で、申立期間のうち昭和 62 年 6 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、結婚後長男が昭和 33 年 12 月に生まれて間もなく、父から国民年金に加入手続きをしたと聞いた覚えがある。

年金手帳は 4 通保管しているが、資格取得年月日は 35 年 10 月 1 日と手書きしてあり、年金手帳の発行は 39 年 3 月 26 日で A 県の判が押してある。

また、昭和 36 年と 37 年度の検認記録の印はないが、切り取り箇所には割印があるので、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を申立人の父が行っていたと主張しており、申立人自身は国民年金への加入手続き及び申立期間に係る同保険料の納付は一切関与しておらず、また、申立人の父が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の父自身も国民年金に加入していない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対する同番号の払出日は昭和 39 年 3 月 26 日となっており、この払出しの時点で、申立期間の 36 年 4 月から 36 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳の写しを見ると、昭和 36 年度及び 37 年度の検認記録欄は空欄のまま検認台紙に割印をして切り取られていることから、申立期間の国民年金保険料は納付されていないと判断される。

加えて、申立人は「2 年分の国民年金保険料をまとめて納付したと父から聞いたことも無い」、「私自身がまとめて納付したことも無い」と述べていることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付したとは

考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

現在の生活は、毎日毎日が危険を伴い全く不安です。年金制度が立ち上がったころは、両親も「ほんとうにお前たちは年老いても安心して生活が送れる」と説明をしてくれたように思うけど、50 年前の話は定かではなく、自分もよく憶えていない。

国民年金への加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は私の義父が行っていたはずだ。

社会保険事務所では国民年金保険料の納付記録を確認できなかったということだが、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を申立人の義父が行っていたと主張しており、申立人自身は国民年金への加入手続き及び申立期間に係る同保険料の納付に一切関与しておらず、また、申立人の義父が申立人の同保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の義父自身も国民年金に加入していない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対する同番号の払出日は昭和 39 年 3 月 26 日となっており、この払出しの時点で、申立期間の 36 年 4 月から 36 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳の写しを見ると、昭和 36 年度及び 37 年度の検認記録欄は空欄のまま検認台紙に割印をして切り取られていることから、申立期間の国民年金保険料は納付されていないと判断される。

加えて、申立人は「2年分の国民年金保険料をまとめて納付したと義父から聞いたことも無い」、「私自身がまとめて納付したことも無い」と述べていることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付したとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の追納分を、郵便局の口座から 30 万円を引き出して、96 か月分を納付しました。しかし、社会保険事務所の記録によれば、納付済みとなっているのは 74 か月でした。

残りの 22 か月分が未納となっていることに納得できないので、確認してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料が無く、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から提出のあった手書きのメモについて、申立人は当該メモを、申立期間の国民年金保険料を納付した時期から 6 年以上が経過した昭和 61 年に書いたと証言をしている上に、その記載内容及び記載状況からも、当該メモは、申立人が申立期間の同保険料を納付したと主張する昭和 54 年当時に書かれたものではないと推測されるため、申立期間に係る同保険料の納付を裏付けることはできない。

さらに、i) 国民年金の加入手続の時期及び申立期間直前の納付済み期間の納付時期についての申立人の証言は、社会保険事務所及び A 市の記録と異なっている上に、ii) 申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等について、証言内容に不自然な点があるなど、申立内容に整合性が見られない。

加えて、第 3 回目の特例納付は将来の無年金者を出さないようにすることを目的としており、納付額も高額となっているため、第 3 回目の特例納付の実施期間が始まった昭和 53 年 7 月時点で、申立人が 60 歳までの間に未納な

く同保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間である 300 月に対し 74 か月分の国民年金保険料が不足することになることから、A市がこの 74 か月分の同保険料に係る納付書を発行したと考えるのが自然である。

なお、申立人に係る社会保険事務所の記録とA市の被保険者名簿の記録とは一致しており、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 9 月まで

私が結婚した昭和 42 年 5 月以降の私の国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付については、私の妻がすべて行っていたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後から国民年金の被保険者資格を再取得するまで未加入の期間であり、さらに当該申立期間については、社会保険庁の記録及び戸籍謄本から、国民年金の任意加入対象期間であることが確認できることから、同期間においては、制度上、届出日（昭和 57 年 10 月 7 日）以前にさかのぼって資格取得及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

加えて、i) 戸籍の附票によれば、申立人は申立期間及びその前後の期間において住所変更はしていないことが確認できること、ii) 社会保険庁のオンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索を行っても該当者はいないことから、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 54 年 6 月まで

私は、申立期間について、有限会社Aに勤務していた。仕事の内容は、パチンコ店への景品等の配達だった。この期間、間違いなく勤務していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB都道府県C区発行の昭和 53 年度C区商工関係等従業員表彰受賞者名簿により、申立人が有限会社Aに勤務していたことは確認できるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年 12 月 1 日であり、申立期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社の現在の社会保険担当者は「私が入社した昭和 57 年には、会社は厚生年金保険に加入しておらず、会社設立時から平成9年 12 月 1 日まで厚生年金保険の適用事業所となったことはない」と述べている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が同僚として氏名を挙げた4名のうち2名については、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成9年 12 月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、有限会社Aは、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年2月から19年6月1日までの期間は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年2月から20年3月まで

私は、申立期間にA県B郡C村（現D町）にあったE株式会社C製作所に勤務し、原価計算等の経理事務をしており、厚生年金保険に加入していたはずである。その記録が抜けているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年8月28日までの期間については社会保険庁が管理するオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者期間として、すでに申立人の年金記録に算入されているものの、当該期間の事業所名が不明であった。今回の調査において、当該期間については、F社会保険事務所が保管するE株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同製作所における申立人の厚生年金保険の被保険者期間であることが判明した。

申立期間のうち昭和17年2月から19年6月1日までの期間において、F社会保険事務所が保管するE株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者としての記録は無く、加えて、昭和17年1月1日から施行され、19年6月1日に改正されるまでの労働者年金保険法では、工場法の適用を受ける工場に使用される男子労働者のみが被保険者として適用を受けると規定されていたため、当該期間に事務職として勤務していた申立人は被保険者として適用を受けることができなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和17年2月から19

年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から 31 年 8 月まで

私は、中学を卒業した昭和 30 年 3 月に、A 県にある B 公共職業安定所において筆記・面接試験を受け、C 株式会社に集団就職をした。証拠になるものは無いが、社会保険の適用事業所と聞いて入社したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が就職するに至る経緯及び勤務内容等の証言より、C 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に入社したと証言する同僚及び申立人と同時期に入社したと推察される複数の従業員については、昭和 31 年 8 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時において事業主は、何らかの事情により一定期間継続して勤務した従業員のみを厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

なお、C 株式会社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 27 年から 36 年までの期間においてA社（A社B出張所、本社移転後はB本社、以下同じ）に継続して勤務しており、同社では現場の移動はあったものの厚生年金保険の加入は継続していたはずである。申立期間について未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に入社した経緯や職務内容等についての証言は具体的であり、当時の同僚の証言内容からも、申立人が申立期間において継続して同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社が適用事業所となったのは昭和 29 年 9 月 1 日となっており、申立期間の一部においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険の被保険者名簿を調査したところ、昭和 29 年 9 月 1 日付けで被保険者資格を取得している者が 15 名、同年 10 月 1 日付けで被保険者資格を取得している者が、申立人及び証言を得られた同僚を含め 10 名いることが確認され、同社においては事業所の新規適用に際し、必ずしも在籍していたすべての従業員を同年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入させておらず、段階的に加入させていた状況が確認できる。

なお、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。